



東京都認定 特定非営利活動法人

C.P.I.教育文化交流推進委員会

1810005 東京都三鷹市中原 2-16-9

TEL& FAX:0422-49-3808

E-mail:cpimate@gmail.com

URL <http://www.cpi-mate.gr.jp>

The Committee for Promotion to Innovate Japanese People by Educational and Cultural Contact, since 1979

総 会 報 告

平成 30 年 (2018 年) 総会

平成 30 年 (2018 年) 6 月 16 日

於：国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟 503 室

東京都 認定 NPO 法人

C. P. I. 教育文化交流推進委員会

平成 30 年総会議事録

日 時 平成 30 年6月 16 日(土曜日)14:15～17:00

場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 503 室

1. 開会 事務局長・山川洋一氏が総会の開会を告げた。
2. 総会成立の報告：正会員 431 名、出席者 253 名（会場来場者 13 名および書面表決 240 名）により定足数 108 名（定款 35 条）を超えている。よって総会は成立した旨報告された。
3. 定款 34 条により議長に会長・小西菊文氏が就き、副議長に副会長・横濱英紀氏が選任された。
4. 議事録署名人に宮原克平氏、加藤凱信氏が選出され書記を山川洋一氏が務めることとなった。
次いで議長は、副議長に議事進行役を委嘱した。
5. 議事進行役の勧めにより、会長は開会の挨拶を行った。（会長挨拶要旨）
正会員の 58%を超える表決票が寄せられたこと及び議場で出席者が議論をして下さることに感謝する。
総会に先立ち行われた評議員会において提出された建議については、理事会で十分に検討したい。
本日は議案に対する討議を宜しく願います。
6. 議事進行役は、理事会から総会に提出された議案の審議および採決に入る旨を宣言した。
7. 討議並びに採決

7-1 第一号議案 定款ならびに規則の変更案：資料「定款ならびに規則の一部変更の承認依頼」

会長から、提案理由等について下記の説明がなされた。

「事前に議案説明書『定款ならびに規則の一部変更の承認依頼』を用意し、会員に配布した。

しかし、議案書の送付後に、東京都による認定法人資格更新に係る調査（2018 年 6 月 6 日 C.P.I.事務所にて）の席上、定款等の変更について協議があり、若干修正する必要が生じた。（後述）」

会長は、以下の修正箇所とその理由を述べた。※東京都との、総会以前の意見交換は次のとおり：

- ① 上位規程である定款の条文と、規則および細則との齟齬を生じないよう十分な検討を行う。
- ② 議案書に提案した「定款の付則」2 項以下の全項目削除について：
 - 当法人設立総会で定めた当初役員とその任期（附則 2 項）は、特定非営利活動促進法第 11 条第 2 項で継続掲載を義務付けているので、削除できない。
 - 設立当初の事業年度・事業計画・事業予算（附則 3 項と 4 項）は、上記促進法において継続掲載義務は規定していないが、設立趣旨の関連で継続掲載が望ましい。
 - 設立当初の附則第 5 項は、任意記載事項であることから現文を削除できるので、当法人から会費等細則の現行規程との齟齬をきたすため削除を主張した。

議事進行役は、会場出席者 13 名および書面表決者をもって議場委任と看做したい旨を議場に問い、議場は了承して、その結果、会長は、今回の規約改定について、次のように整理して提案を行った。

変更後(新規約)の条文	変更前(旧規約)の条文	変更の理由
「定款」の変更		
定款第11条2項		
賛助会員は、理事会が別に定める規程に従い入会の月から賛助支援金を納入する。	賛助会員は、理事会が別に定める規程に従い入会の月から12ヶ月毎に会費を納入する。	賛助会員の拠出は寄付金であるので、実態に合わせて改訂する。
定款第11条3項		
定款11条3項は「全文削除」し、「現行の4項を3項に、5項を4項に繰り上げる」	前各項の金額については、総会の議決により定める。	第11条1項および2項で「理事会が別に定める規程に従う」との規程があるため、3項は不必要である。上記規程に係る添付1:会費等納入に係る細則
定款第17条4項		
役員以外に評議員を置く。評議員は、15名以内とする。	役員以外に評議員を置く。評議員は15名以上61名以内とする。	地域会の細分化は、当分の間必要ないので、改訂を行う。
定款附則5項		
定款変更履歴を次のように記す。	本会の設立当初の事業年度の会費等の額は、第11条3項の規程にかかわらず次に掲げる金額とする。	定款の付則5項「設立当初の事業年度の会費等の額」は、本来、任意記載事項であり、法的に削除できる。従って、附則5項は、定款第11条1項および同条2項に定める「理事会が別に定める規程に従う」の規程との齟齬があるので、必要を認めない。上記規程に係る添付1：会費等納入に係る細則 同項を改定して新たに条文を規定する。 東京都により、これは削除となり、付則を復活させることとなった。
(1) 平成29年(2017年)6月18日総会に於いて定款第71条1項を変更した。	(1) 正会員入会金3,000円	
(2) 平成30年(2018年)6月16日総会に於いて定款第11条2項を変更した。	(2) 正会員会費等教育支援負担額につき36,000円	
(3) 平成30年(2018年)6月16日総会に於いて定款第11条3項を削除した。	(納入された金額のうち会費収入は3分の1、教育支援金収入は3分の2として計算する)	
(4) 平成30年(2018年)6月16日総会に於いて定款第17条4項を変更した。	(3)個人賛助会員一口につき10,000円	
(5) 平成30年(2018年)6月16日総会に於いて定款付則5項を変更した。	(4)法人賛助会員一口につき100,000円	
「会員の登録に関する規則」の変更		
同規則第1条2号		
入会希望者からの[会費等納入に関わる細則]に定める入会金を受領した時点で登録手続きを行う	入会希望者からの[会費等納入に関わる細則]に定める入会金および登録初年度の《会費及び教育支援金》(会費等と称する)を受領した時点で登録手続きを行う	定款第8条1号は、正会員の定義を、「本会の目的と事業に賛同して持続的に活動を担う意思を持って入会し(後略)」としている。現行の『登録に関する規則』第1条2号は、定款との間で齟齬があるので改訂する。
同規則第1条5号		
全文を削除する	登録時に教育里子1人につき入会者の(団体法人については代表者等の)写真3枚を受領し、登録完了後に教育里親・教育里子それぞれの資料の交換を行う	正会員登録証に、教育里親プログラム参画者への連絡事項を記しているので、敢えて規則として規定するのは馴染まない。
同規則第3条2号		
[会費等納入に関わる細則]に定める賛助支援金を受領した時点で登録手続きを行う。	[会費等納入に関わる細則]に定める会費を受領した時点で登録手続きを行う。	定款11条2項の改訂と合わせて改訂

第一号議案で若干の質疑応答が行われた後、採決が行われた。

【採決】第一号議案：出席者は、当日出席者 13 名、書面表決者 240 名(合計 253 名)である。

採決の結果、承認 147 票、議長委任 105 票(否認 1 票)で、賛成は 252 票、否認 1 票であった。

定款変更の変更は、出席者の4分の3を超え、昨年改定された定款71条第1項に基き承認されたので、本報告を添えて所轄庁に認証依頼を得て後、認証の日を以て発効する。

会員の登録に関する規則の変更は出席者の過半数を得て承認された。直ちに発効する。

続いて、議事進行役は、第二号議案および第三号議案を関連あるとして、合わせて審議するよう求めた。

7-2 第二号議案 2017年度事業報告：資料「平成29年度(2017年度)事業報告」

会長は、平成29年度(2017年度)に執行した事業につき、以下に係る報告を行った。

- (1) 「家庭経済や社会状況において困窮しながら優秀な学業成績をあげている子ども」への公平な基準に基づいて選考した中等課程以上の在學生(「教育里子」)への教育支援事業(定款第7条第1項1号)の詳細な報告およびインドネシアで展開中の奨学修了者活動についての報告。
- (2) 本会の活動および共有すべき情報ならびに、必要な出版物・視聴覚教材の制作および普及事業(定款第7条第1項4号)につき、次の4項目に係る報告が行われた。
 - ① スリランカの現地報告スチューデント誌を12月に発行し公開。
 - ② インドネシアの現地報告クルアルガ誌を12月に発行し公開。
 - ③ スリランカ教育里子への教育里親プログラムに参加しておられる正会員に、普通課程修了試験および高等課程修了試験の結果報告および年末の状況報告と今後の状況。
 - ④ インドネシア教育里子への教育里親プログラムに参加しておられる正会員に、年末の状況報告および今後の状況。
- (3) C.P.I.の活動へ、多くの市民の参画を広げる活動(定款第7条1項3号)に係る報告
 - ① 2017年10月14日～15日を中心に行われた「第9回日本インドネシア市民友好フェスティバル」を、インドネシア政府・組合中小企業省との協働で行った。インドネシア政府からは、日本との組合同士および中小企業同士の協働、インドネシア青年の能力開発を推進する仕組みづくりを期待されている。
2016年以来、元・インドネシア副大統領トゥリ ストリスノ氏の応援が得られており、また日本の産業組合を育成指導している地方自治体の参画を得られていて、広がりを増している。
2017年は、国際協力活動30周年をけじめとして、活動へのチャリティ参加の推進を開始した。きっかけづくりとしてインドネシアの人気歌手 TULUS の東京・初公演を行い、NHKをはじめとしてメディアにも取りあげられ、新たな出発の年となった。
 - ② スリランカの奨学修了者による舞踊団の公演を含む仏教交流会を行い、教育里親プログラムのプロモーションを行うきっかけづくりとした。
 - ③ スリランカでの教育里親一里子交流ツアーを実施した。
- (4) 教育開発による、貧困な人々の自立を助ける活動に係る報告(定款第7条第1項2号)
 - ① 学校飲料用水質改善；インドネシアにおける、小学校への浄水施設の設置を継続推進中。
 - ② 当法人がインドネシア政府と2000年に開始した「一村一品運動」の延長として、各地の振興に役立つ教育を行うコミュニティカレッジ運動を進めている。

7-3 第三号議案 2017年度決算報告(監査報告とも):資料「平成29年度(2017年度)決算報告・監査報告」

監事・塙善光氏が監査報告を行い、続いて会計副委員長・加藤凱信氏が平成29年度(2017年度)の決算報告を詳細に行った。

第三号議案で若干の質疑応答が行われた後、第二号議案・第三号議案の採決が行われた。

【採決】第二号議案:出席者 253 名に対し、承認 252 票。過半数により承認された。

第三号議案:出席者 253 名に対し、承認 252 票。過半数により承認された。

(10 分の休憩の後、議事を継続した)

議事進行役は、第四号議案および第五号議案を関連あるとして、続けて審議するよう求めた。

会長は、資料に基づき2018年度事業計画案および同年度事業予算を資料に基き提案した。

7-4 第四号議案 2018 年度事業計画案の検討:

資料「平成 30 年総会第四号議案:平成 30 年度(2018年度)事業計画」

- (1) 「家庭経済や社会状況において困窮しながら優秀な学業成績を挙げている子ども」への
公平な基準に基づいて選考した中等課程以上の在學生(「教育里子」)への教育支援に係る
詳細な計画、および奨学生の増加に努力を行う。(定款第7条第1項1号)
- (2) 活動および共有すべき情報に関わる報告・普及を行う。(定款第7条第1項4号)
 - ① スリランカおよびインドネシアの現地会報を発行し公開する。
 - ② 教育里子の年末における就学状況等報告を行う。
- (3) C.P.I.の活動へ多くの市民の参画を広げる。(定款第7条第1項3号)
 - ① 昨年開始した、新しいチャリティ活動への市民連携を進める。そのために必要であれば、日本インドネシア市民友好フェスティバルを継続する。
東京・代々木公園(開催予定:10月20日~21日)を確保できている。
 - ② スリランカの教育里親を増やすプロモーション活動を行う。
 - ③ スリランカへの教育里親一里子交流ツアーを行う。9月3日から10日まで一週間を予定。
- (4) 教育開発により、貧困な人々の自立を助ける活動を行う(定款第7条第1項2号)
 - ① インドネシアの小学校への浄水施設プロジェクトを実施する。
 - ② C.P.I.がインドネシア内でこれまで進めてきたコミュニティカレッジ運動の展開を推進する。
 - ③ その他

7-5 第五号議案 2018年事業予算案の検討:

資料「平成30年総会 第五号議案:平成30年度(2018年度)事業予算」

会長から、2018年度総括予算の説明が行われて後、議場に於いて、的確な指摘と質疑応答が行われた。

- ① 資料の予算表において前年度(平成29年度)実績が、決算からの転記誤りがあるとの指摘があり、それに伴い平成30年度予算の次年度繰越収支差額を修正する必要ができたので、本報告に修正予算表を添付することとなった。

添付 2:「平成 28 年度～29 年度実績および平成 30 年度総括予算」

- ② 平成30年の経常利益を赤字と予想しているが、これを好転させるよう執行部に要請があった。

議場は以上を了解し、第四号議案および第五号議案に対する採決が行われた。

【採決】第四号議案：出席者 253 名に対し、承認 252 票。過半数により承認された。

第五号議案：出席者 253 名に対し、承認 252 票。過半数により承認された。

7-6 第六号議案 2017年度～2019年度の任期中・新理事選任の件：

資料「平成 30 年総会 第六号議案：任期中・新理事選任に係る提案」

会長は、本議案の案内で、「2017年度～2018年度役員の任期中」と不明確な記述となったことを詫びた。

正しくは、「2017年7月1日～2019年6月30日までの役員任期中」であるので訂正を報告する。

また、資料の中で、新理事候補の姓名を、『佐野 優(さの ゆう)氏』と誤植したことをお詫びした。

正しくは、『佐野 友(さの ゆう)氏』であり、ここに訂正を報告する。

続いて会長は、佐野 友氏について、運営の公平維持に適性があり、本法人への協力者の人々に対する感謝の気持ちが高い方であること、専門性とアイデアあふれる方であることを述べ、推薦の理由とした。

また、会長は、佐野氏より、『総会承認された後には理事に就任する』旨の承諾を戴いた旨を発表した。

その後、役員任期中・新理事選任に係る賛否採決が行われた。

【採決】第六号議案：出席者 253 名に対し、承認 252。過半数により承認された。

最後に、議長は総会の出席者に謝辞を述べ、閉会を宣言し、散会した。

以上の記載に間違いがないことを確認し、議長および署名人は、これを証する。(署名原本は本部保管)

平成30年(2018年)6月 16 日

議 長 小西 菊文



議事録署名人 宮原 克平



議事録署名人 加藤 凱信

